

社会福祉法人上野村社会福祉協議会 役員等の報酬及び旅費規程

平成7年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上野村社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等に対する報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 上野村の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第4条 本会の役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出張旅費は、「社会福祉法人上野村社会福祉協議会事務局職員旅費規程」による。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

付 則

この規程は、平成 7年4月1日から施行する。

この規程は、平成 8年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年2月15日から施行する。

別表

役職名	支払方法	報酬額(円)	備考
理事・会長	日額	3,000円	定款第7条第2項
理事・副会長	日額	2,500円	理事会等出席の場合
理事	日額	2,500円	理事会等出席の場合
監事	日額	2,500円	監査、理事会、評議員会出席の場合
評議員	日額	2,000円	評議員会等出席の場合
評議員選任・解任委員会	日額	2,000円	評議員選任・解任委員会等出席の場合